

令和7年度 目黒区ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)に係るFAQ(令和7年5月31日現在)

No	区分	質問	回答
1	制度全般	令和6年度事業からの変更点はありますか。	【上限時間の一部拡大について】 小学校1年生年代から3年生年代までの多胎児1人当たりの上限時間を、1年度間で288時間に拡大しました。また、令和7年度から、障害児やひとり親家庭を対象にサービスを拡充する予定です。準備が整い次第、本ページにてお知らせいたします。 【申請様式の変更について】 「交付申請書兼支払金口座振替依頼書」及び「利用内容内訳表」については、様式の修正をしていますので、必ず令和7年度の様式によりご申請ください。 なお、オンラインフォーム上で申請する場合、交付申請書兼支払金口座振替依頼書については、フォーム上で入力いただきます(エクセル等による作成は不要です)。
2	申請手続き	助成費の申請は翌月15日を過ぎると、申請できなくなりますか。	月1回の締切でお支払い処理を行いますが、年度末の期限(令和8年4月15日(水))までであれば、受付いたします。この期限を過ぎた場合は、申請を受け付けられません。 また、申請忘れにならないよう、毎月または数か月単位の申請をお勧めします。
3	対象者	どのような理由で利用できますか。	・日常生活の突発的な事情や社会参加など(保護者の残業や病気、自己実現、リフレッシュ、学校行事等)幅広い理由を対象に利用できます。 ・ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方も利用できます。
4	対象者	共同保育とはなんですか。	ベビーシッターと保護者が一緒に保育することで、子育ての不安の解消を図るものです。
5	対象者	保育園や幼稚園などの保育施設を利用していても、申請できますか。	保育の認定は問わないため、認可保育園等に在籍していても利用可能です。
6	対象者	保育の必要性の認定を持っていませんが、申請できますか。	保育の必要性の認定がなくても、児童が対象年齢であれば申請できます。
7	対象者	育休中でも、この事業を利用できますか。	育休中でもご利用いただけます。
8	対象者	自宅とは違う場所(祖父母の家など)で利用したいのですが、可能ですか。	自宅・図書館・児童館・子育てひろば・病院など場所は問わず、ベビーシッターが保育をしている状態であれば助成対象ですが、それに伴うオプション料(施設利用料や自宅外保育による追加経費等)は助成対象外です。
9	対象者	サービス利用時は、区内に在住していましたが、現在(助成金申請時)は、区外に在住しています。この場合、助成金を申請できますか。	目黒区在住時に利用した分が助成の対象となりますので、区外に転居していても助成金を申請できます。なお、助成金を申請する際の申請者住所は、最終利用時における目黒区の住所をご記入いただき、別欄に転居先(決定通知書等送付先)住所をご記入ください。
10	対象者	満9歳になる年度末の末日までの児童とは、どこまでの児童ですか。	小学校3年生年代の児童を指します。
11	対象者	病児・病後児保育は助成対象になりますか。	原則、訪問型病児・病後児保育利用料助成制度で申請いただくことを想定していますが、ベビーシッター事業者が対応可能であれば当該事業において申請いただいても構いません。
12	対象期間	この事業はいつまで継続予定ですか。	この事業は令和7年度いっぱい実施するものであり、東京都の制度を活用していますので、令和8年度以降の実施については、今後、都制が見直された場合等、事業内容の変更等が生じる可能性があります。詳細は、区ホームページでお知らせいたします。

No	区分	質問	回答
13	利用上限	年何時間まで利用できますか。	令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間で児童1人当たり144時間、多胎児の場合(ふたご、みつご等)は児童1人当たり288時間まで利用できます。
14	利用上限	利用が上限の時間数に満たない場合は、次の年度に繰り越すことはできますか。	同一年度内の上限時間を定めていますので、繰り越すことはできません。
15	利用上限	前の自治体で同じサービスを利用していました。年度内で144時間が利用上限でしたが、目黒区ではどのように扱いますか。	前の自治体での利用時間を考慮して計算します。 年度内の合計が144時間を超えない範囲でご利用いただけます。 【例】前自治体で100時間利用した場合 → 44時間まで
16	利用期間	利用できる時間帯はいつですか。	24時間利用可能です。
17	利用期間	土曜日・日曜日・祝日も利用可能ですか。	土曜日・日曜日・祝日(年末年始含む)も利用可能です。
18	対象利用料	対象利用料は、「純然たる保育サービスの提供対価」とありますが、対象児童の保育園等への送迎は助成対象となりますか。	あくまで保育料の助成が目的であるため、保育を伴う送迎(園へのお迎え+自宅等での保育)であれば、送迎に要した時間帯の保育料については助成対象です(保育料とは別にオプションとして追加料金が発生する場合は、保育料のみ助成対象です)。なお、送迎のみを目的とする場合は助成対象外です。
19	対象利用料	入会金や会費に利用料金が含まれる料金体系になっていますが、助成対象となりますか。	実際に利用のあった月については、1回目の保育料を含む月会費も助成の対象です。 領収書(利用月の月会費を含むもの及び利用月の保育料を含むもの)と、明細書等(利用日の明細を含むもの)をご提出ください。
20	対象利用料	9/1に2時間17分、9/10に1時間35分、9/20に3時間40分、10/5に4時間15分、10/15に2時間40分、日中利用した場合、いくら助成してもらえますか。	1か月単位で、日中利用、夜間利用の区分ごとに利用時間を合計し、分単位を切り捨てした上での申請です。 そのため、9月分は7時間分を助成し、32分は切り捨てとなります。また、10月分は6時間分を助成し、55分は切り捨てとなります。
21	対象利用料	クーポン利用や会社の福利厚生でベビーシッター利用料金の割引を受けた場合でも助成金の申請をできますか。	利用したクーポンや福利厚生の内容等、割引を受けたことがわかる書類を申請書に添付してください。
22	対象利用料	保育と家事援助を同時に依頼をした場合、助成対象となりますか。	保育をしながら家事をする場合は、助成対象となりません。しかし、ベビーシッター1人に児童1人の保育という保育基準を満たし、保育と家事の時間が明確に区別できる場合は、保育の部分のみ対象となります。(家事の時間にも基本保育料が発生している場合、当該時間帯の保育料は申請いただけません。)
23	対象時間	クーポンを利用した場合、利用時間の上限である年間144時間からもクーポン利用した時間分が差し引かれますか。(例)3,000円/時間の事業者を4時間利用し、クーポンを6,000円分を使用	差し引かれます。質問例の場合、利用時間の上限である年間144時間から差し引く時間は2時間ではなく4時間となります(クーポンをどの時間帯に充当したか明細書上で確認することが困難なため)。 このため、クーポンを利用した日を助成金申請から除外するなど、年間144時間の利用上限に影響がないように保護者ご自身が判断してください。

No	区分	質問	回答
24	対象ベビーシッター事業者	どのベビーシッター事業者を利用すればいいですか。また、利用の際の注意点はありますか。	東京都福祉局「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)」に記載されている、認定事業者のみ利用できます。 次の2点にご注意ください。 契約前にこども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」(こども家庭庁ホームページ)をご覧ください。 契約する際に「東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したい」と必ず申し出てください。
25	対象ベビーシッター事業者	対象となるベビーシッターは、どのような資格・経験を持っていますか。	東京都が定める一定の要件(研修受講、保育経験等)を満たしています。どのような要件を満たしているかについては、従事するベビーシッターによりそれぞれ異なりますので、事業者へ直接お問い合わせください。
26	兄弟による利用	保育基準に「児童1人に対しベビーシッター1人による保育」とあるが、兄弟姉妹2名(2名とも未就学児童)で利用したい場合、保護者が必ず在宅しなければならないのでしょうか。	保護者が不在の場合は、児童1人につき1人のベビーシッターを依頼することで申請が可能です。 2人の児童を保育する場合は、2人のベビーシッターを依頼するか、保護者の方が在宅である必要があります。 児童ごとにベビーシッター利用内容内訳表へ記載してください。
27	兄弟による利用	保育基準に「児童1人に対しベビーシッター1人による保育」とあるが、兄弟姉妹2名(1名は未就学児童、1名は就学児童)で利用したい場合、保護者が必ず在宅しなければならないのでしょうか。	小学生以上の兄弟姉妹(就学児)と未就学児であればベビーシッター1人の派遣で問題ありません。(この場合、必ずしも保護者が在宅する必要はありません。)
28	兄弟による利用	兄弟姉妹で本事業を利用した場合、申請書はまとめてよいですか。	児童ごとに助成上限時間があるため、児童ごとの作成をお願いいたします。
29	兄弟による利用	兄弟姉妹で(2名とも未就学児童)で共同保育を依頼したのですが、保育料が2人分の合計金額で請求されました。この場合、保育料はどのように分けて申請すれば良いのでしょうか。	例えば、基本保育料が2,200円で、2人利用の場合は保育料が1.5倍になるという契約形態であれば、上のお子様として2,200円を、下のお子様として1,100円を申請する等、保育料を分けてご申請ください。 2人目の保育料が明確に分からない場合は、保育料を児童数で割った金額でご申請ください。 (1円未満の端数が生じる場合は、いずれかの児童の申請に1円を計上してください。)
30	申請手続き	本事業の助成を受けるにあたって、区に対して事前登録は必要となりますか。	区への事前登録は不要です。事前に利用条件等をよくご確認の上、ベビーシッターサービス利用後に申請に必要な資料をご提出ください。
31	申請手続き	本事業の申請にあたって必要な書類は何ですか。	下記の6つの書類です。 保護者が作成する書類:①交付申請書兼支払金口座振替依頼書②利用内容内訳表 事業者が発行する書類:③領収書④利用明細書⑤要件証明書⑥クーポンを使用したことが分かる書類(クーポン使用者のみ) なお、オンラインフォームによりご申請いただく場合は、①交付申請書兼支払金口座振替依頼書については、フォーム上で入力いただきます(エクセル等による作成は不要です)。
32	申請手続き	領収書に、派遣されたベビーシッターの名前及び東京都ベビーシッター利用支援事業認定サポーターである旨記載がある場合、要件証明書は提出しなくてもよいのでしょうか。	提出不要です。
33	申請手続き	ベビーシッター事業者から発行される領収書は父親名義、助成金交付申請書兼口座振替依頼書の申請者は母親名義になるのは問題ないのでしょうか。	同一であることがのぞましいですが、同一世帯であれば異なっても問題ございません。 ただし、申請者の名義と振込先銀行口座の名義は必ず同一である必要があります。
34	申請手続き	複数月利用した場合、申請書や利用内容内訳表は月ごとに作成する必要がありますか。	申請書は1枚に複数月分まとめることができますが、利用内容内訳表は利用月ごとに作成をお願いします。

No	区分	質問	回答
35	申請手続き	「勤務先の福利厚生による助成およびクーポン券等による割引を受けたことがわかるもの」について、クーポン券を事業者と勤務先に提出するので、手元に残りません。どうしたらいいですか。	クーポン券を提出する前にコピーをとり、そのコピーを写しとして区にご提出いただくか、クーポン名が利用明細に記載されている場合には、その明細を区にご提出ください。
36	申請手続き	領収書と利用明細書が一つの書類にまとまっていますが、提出書類として認められますか。	領収金額、児童名、利用時間、ベビーシッター名等の必要な事項が記載されていれば、1枚にまとまっても問題ありません。
37	申請手続き	事業者からは、基本的に月ごとの領収書しか発行されません。事業者へ日ごとの領収書発行を依頼する必要がありますか。	月ごとの領収書に、日ごとの利用料・利用時間等の明細が確認できれば、月ごとの領収書でも構いません。
38	申請手続き	利用料金をクレジットカードで支払っているため、領収書が申請期限に間に合わない場合どうすればよろしいですか。	カード会社によっては、領収書、利用明細等が申請期限に間に合わないことも想定されます。助成金交付申請書兼口座振替依頼書とベビーシッター利用内容内訳書は申請期限までに提出した上で、添付書類は令和8年5月1日(金)までにすみやかにご提出ください。
39	申請手続き	領収書が不足書類の提出期限である令和8年5月1日(金)までに間に合わない場合、どうすればよろしいでしょうか。	領収書が間に合わない場合は、以下の書類をご提出ください。 ①通帳の写し(通帳の表紙、振込先、金額がわかるページ) ②振込明細書の写し(口座名義人、振込先、金額がわかるもの) ③クレジットカードの利用履歴の写し(名義、請求者、金額、引き落とし済みであるとわかるもの)
40	申請手続き	パソコンを利用できないためエクセル版の利用内容内訳表に入力することができません。どうすればよろしいですか。	スマートフォンやタブレット端末においても、使用環境によってはエクセルの入力は可能ですが、入力が難しい場合は手書き用のベビーシッター利用内容内訳表(pdf版)にご記入ください。ダウンロードできない場合は、区役所本庁舎2階子ども若者課で配布しますので、職員に申し出てください。
41	その他	交付を受けた助成金は、所得税等の課税対象となりますか。	令和3年度の税制改正により、一時預かり利用支援の助成金は非課税対象となります。
42	その他	振込先の銀行口座はどこが使えますか。	全国銀行協会加盟の金融機関をご利用いただけます。